みなし決議に関する理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 第1号議案 定款第17条による評議員会招集の件 【開催について】みなし決議によるものとする 【決議内容】監事1名の選任

第2号議案 決議があったものとみなされる日の件 第23回理事会の決議があったものとみなされる日を、 平成30年7月3日とすること。

- 2 1の事項の提案をした理事 理事長 中村康雅
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日平成 30 年 7 月 3 日

上記のとおり、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 197 条において準用する同法第 96 条および公益財団法人国際仏教興隆協会定款第 31 条第 2 項に基づき、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

公益財団法人 国際仏教興隆協会 議事録作成者 理事長 中村 康雅 印